

利用カード等自動販売機営業の届出等に関する規則

〔制定 平成十四年三月二十九日 福岡県公安委員会規則第十一号〕

利用カード等自動販売機営業の届出等に関する規則を制定し、ここに公布する。

利用カード等自動販売機営業の届出等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用カード等自動販売機営業の届出書の提出)

第二条 条例及びこの規則の規定により福岡県公安委員会に届出書を提出する場合には、正副一通の届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出書に係る利用カード等自動販売機の設置場所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。

3 一の警察署の管轄区域内にある二以上の利用カード等自動販売機について同時に届出書を提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの届出書のいずれか一通に添付するものとする。

(利用カード等自動販売機営業の届出の手續)

第三条 条例第二十五条第一項の規定による届出は、利用カード等自動販売機届出書(様式第一号)を福岡県公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(一) 住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。法人にあつては、法人登記簿抄本)

(二) 利用カード等自動販売機の配置図及び周辺の見取図

(三) 利用カード等自動販売機の設置場所の提供者が、利用カード等自動販売機の設置を承諾していることを証する書類

3 条例第二十五条第二項において準用する条例第二十一条第一項の規定による届出は、利用カード等自動販売機変更(廃止)届出書(様式第二号)を福岡県公安委員会に提出して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項の変更にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を添付しなければならない。

(一) 氏名又は名称 住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 前項第一号に規定する書類

(二) 利用カード等自動販売機の設置場所の提供者 前項第三号に規定する書類
(届出済証の表示)

第四条 条例第二十五条第二項において準用する条例第二十一条第三項の規定による表示は、届出済証(様式第三号)により行うものとする。

(法令等により青少年の入場が禁止されている場所に準じる場所)

第五条 条例第二十六条第二項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(一) 建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第二条第四号に規定する居室であつて側壁を設けた構造であること。

(二) 出入口が施錠される構造であつて、入場の際に次のア又はイに掲げるものにより本人が青少年でないことが確認できる設備を設けていること。

ア 運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第一〇五号)第九十二条に規定するものをいう。)、旅券(旅券法(昭和二十六年法律第二六七号)第五条に規定するものをいう。)、その他行政機関が発行する証明書であつて本人の年齢が確認できるもの。

イ アにより確認の上発行された会員証等であつて、氏名及び年齢若しくは生年月日を記載し、又は磁気等により記録したものであるもの。

(三) 利用カード等自動販売機営業を営む者又はその者から管理の委託を受けた者が、直接又はモニターを通して屋内の状況を監視していること。

(青少年に販売又は貸付けができないように管理されている利用カード等自動販売機)

第六条 条例第二十六条第二項に規定する青少年に販売又は提供ができないように管理されている利用カード等自動販売機の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(一) 販売又は提供に際して、前条第二号ア又はイに規定するもの(写真が添付されているものに限る。以下「免許証等」という。)の提示を要し、かつ、これらにより、青少年でないことが確認できる者以外の者が購入し、又は借りることができないような設備を設けていること。

(二) 当該利用カード等自動販売機又は利用カード等自動販売機の付近に設けたモニターで客の顔を免許証等に添付されている写真と比較することにより、当該免許証等の所持者と同一の者であることを、営業時間を通じて人が確認していること。

(三) 前号に規定するモニターにより、販売又は提供の状況を撮影し、その日から七日以上これを保存していること。
(立入調査員の身分を示す証明書)

第七条 条例第三十六条第二項の規定により警察職員が立入検査をする場合の身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。